

# 幸田町物品売買契約約款

令和2年4月1日改正

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び納入者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。)に基き、設計図書(設計書、仕様書、図面等をいう。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載のとおり目的物を納品期限内に納入して甲に引き渡すものとし、甲は、その代金を支払うものとする。

(履行の委任及び債権の譲渡)

第2条 乙は、この契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を第三者に委任し、又はこの契約に基づき生ずる債権を譲渡してはならない。ただし、書面によって甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(履行の延期)

第3条 乙は、天災・事変その他やむを得ない理由によって、納品期限までに履行の提供を行うことができないときは、遅滞なくその理由、履行の提供の予定日等を記載した書面によって、甲に願い出なければならない。この場合において、甲は、相当と認める日数について履行の延期を認めるものとする。

(延滞金)

第4条 乙は、その責めに帰すべき理由によって履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、未履行部分相当額に対し、年14.6パーセントの割合により違約金を納めなければならない。

(納品届)

第5条 乙は、売買の目的物の引渡しをするときは、納品届を甲に提出しなければならない。

第6条 甲は、前条に定める納品届の提出があったときは、その日から起算して10日以内に、甲の指定する検査員(以下「検査員」という。)に検査を行わせ、その結果を乙に通知しなければならない。

2 前項に定める検査に要する費用及び検査に起因する損失は、乙の負担とする。

3 前2項の規定は、次条の再度の履行提供に伴う検査について準用する。

(不合格品)

第7条 乙は、履行提供に伴う検査において不合格品となったものについては、その検査完了の日から起算して7日以内に、再度の履行提供の方法及びこれに要する予定日数を書面により、甲に届け出るものとし、甲から代品の提供又は修補を求められたときは、その指定する期限までに、再度の履行提供を行うものとする。ただし、代品の提供又は修補が履行期限内に完了する見込みのあるときは、この届出を省略し直ちに再度の履行提供を行うことができる。

(値引き採用)

第8条 甲は、履行提供に伴う検査により不合格品となったものについては、その理由が軽微な不備に基づくものであって、使用上支障がなく、かつ、代品の提供又は修補のいとまがないと認める場合は、前条の規定にかかわらず、代金の値引きを受けて引

き取ることがある。

(代金の支払)

第9条 代金の支払は、検査が完了し、甲が物品を受領した後乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代金の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、乙が納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代えて、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしてもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、第2項に規定する損害賠償の請求及び契約の解除並びに前項に規定する代金の減額の請求(以下「代金減額請求」という。)は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

5 甲が契約不適合(数量に関する不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲において契約の全部又は、一部を解除することができる。

- (1) 乙が書面による甲の承諾を得ないで、第三者に債務の全部若しくは一部の履行を委任し、又は債権を譲渡したとき。
- (2) 乙が正当な理由によらないで、履行期までに、又は履行期経過相当の期間内に履行の提供する見込みがないとき。
- (3) 乙が履行を放棄し、又は正当な理由によらないでこれを中止したとき。
- (4) 乙に契約締結に必要な資格がないことが判明したとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が履行提供に伴う検査に際し、検査員その他甲の指定する職員の指図又は職務の執行を妨げ若しくは偽りその他不正の行為をしたとき。
- (6) 前5号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的

を達することができないおそれのあるとき。

- (7) 乙が正当な理由によって契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が無能力者となり、又は失そう若しくは死亡したとき。
- (9) 乙が破産の宣告を受け、又はその資産、信用状態が著しく低下したとき。
- (10) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

2 乙は、前項第1号から第6号までに掲げる理由によって契約を解除されたときは、違約金を甲に支払うものとする。この場合において、違約金は代金の100分の10に相当する金額とする。ただし、契約の一部を解除されたときの代金の額は、解除部分に相当する金額とする。

3 甲にが第1項第10号に掲げる理由によって契約を解除した場合であって乙に損害を与えたときは、甲は、その損失を補償する。この場合における補償額は、甲乙双方が協議して定める。

(紛争の解決方法)

第12条 この契約に定めがない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。